

広島県教育委員会告示第四号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第二十三条第五項の規定によつて、次の表の上欄に掲げる広島県無形文化財について、次の表の下欄に掲げる者を当該広島県無形文化財の保持者として追加認定する。

平成二十八年十月二十七日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

工芸技術	日本刀製作技術	種別	上 欄		下 欄	
			広島県無形文化財	保 持 者	住 所	欄
	久保 善博（刀匠銘 善博）	氏 名	保 持 者	庄原市西城町西城		